

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

中国総領事館建設反対に関する要望書

1. 中国政府は、新潟市中央区新光町の4,500坪もの広大な土地を、民間の住宅関連企業を通じて取得し、自前の総領事館を建設する計画を進めています。
中国総領事館が建設されてしまえば、新潟市の中に、治外法権によって日本の主権が及ばない、実質的な中国の領土が出来ることとなります。
2. 一方、日本人が中国で土地を取得することはできず、日本の在中国総領事館はすべて賃貸物件です。在日中国総領事館も賃貸物件とするのが公平な立場です。
3. 2010年に中国は『国防動員法』を制定し、有事の際には、在日中国人が民兵として活動することが定められました。また、南シナ海の軍事拠点化や、尖閣諸島での我が国への領海侵犯、ウイグルでの人権弾圧等、国際ルールを無視した中国の領土拡張の意図は明白です。

このような状況の中で、中国による日本での土地買収や、総領事館の建設を進めることは国民の生命 safety を危険に晒すものであり、認めることはできません。

以上を踏まえ、内閣総理大臣に対して、署名(計 3014 筆)を添付し、以下のことを強く要望いたします。

令和元年 11 月 19 日

団体名 幸福実現党新潟県本部

記

- 一、新潟県新潟市への中国総領事館の建設は認めない。
- 一、日本政府には、『外国人土地法第4条』に基づいた政令を定め、中国政府や中国資本による土地の取得を制限するよう求める。

以上